

「内航海運業の許認可事務の処理について」の一部改正について

平成15年6月
海事局国内貨物課

1. 改正の背景

近年、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷、経済のグローバル化の進展に伴う企業の国際競争の激化等の結果、企業の合併や業務提携による事業再編の動きが活発化する等内航海運を取り巻く我が国経済の状況は大きく変化している。

このような状況から、今後の内航海運においては、市場原理と自己責任の考え方の下、より競争的市場構造への転換が求められているところであり、この取り組みの一貫として船舶のより効率的な運用及び事業展開の多様化、円滑化を促進する方策について検討が進められている。

2. 改正の概要

現在、いわゆる再用船（貸渡しを受けた船舶を更に他のオペレーターに貸渡すこと）及び連続トリップチャーター（オペレーターが他のオペレーターと連続して航海用船契約を結ぶことにより、使用船舶を常時他のオペレーターに提供すること）は、原則認められていない。

しかし、上述の背景の下、オペレーターにおける船舶のより効率的な運用及び事業展開の多様化、円滑化を図るとともに、過剰船舶を他に貸渡すことを可能にすることによる契約関係の安定化を図るため、オペレーター間の再用船及び連続トリップチャーターに係る規制を廃止する。

ただし、責任関係の明確化等のため、再用船及び連続トリップチャーターに際しては、当事者たるオペレーター間で書面による契約を締結することを求めることとする。

● 今後認められる再用船のケース

